

2019年6月議会 代表質問

2019年6月定例会市議会の代表質問で、
河村ひろ子市議が行った第一質問と答弁をご報告します。

河村ひろ子市議 6月26日(水) 午後1時～



1 市長の政治姿勢について-----	2
①消費税増税について -----	2
2 国民健康保険事業について-----	5
①国保税について -----	5
②保険税と一部負担金の免除について-----	7
③2018年7月豪雨災害の 被災者への減免制度について -----	8
④高額療養費について -----	9
⑤延滞金について -----	10
3 保育行政について -----	11
①幼児教育・保育無償化について-----	11
②給食費について -----	16
4 障がい者施策について -----	18
①放課後等デイサービスについて-----	18
②Net 119緊急通報システムについて-----	22
③高齢者の補聴器購入助成について-----	25
④集団補聴装置について -----	27
5 主要農作物種子法について-----	29

河村ひろ子市議：市長の政治姿勢について、消費税増税について質問
します。

安倍首相は、今年10月、消費税を10%に引き上げることに固執
しています。しかし、4月の内閣府の景気動向指数は、2カ月連続で
景気「悪化」を認め、実質消費支出も実質賃金も1年前に比べマイナ
スです。

消費税を8%に引き上げて以来、消費の低迷が続き、今年1～3月
期のGDPの約6割を占める個人消費も、昨年10～12月期に比
べ0・1%減少しました。“頼みの綱”だった輸出も、中国経済の不
振や米中の貿易摩擦などによって、2・4%もの大幅減少です。

景気後退の局面で、消費税を引き上げ、5兆円近い負担を押し付け
れば、国民のくらしと日本経済を破綻させることは明白です。

「アベノミクス」は「経済を再生」するどころか、貧困と格差を拡
大し、国民を苦しめています。「異次元の金融緩和」が目標に掲げて
いた2%の物価上昇は実現せず、「ゼロ」「マイナス」の金利が続いた
ことによる預貯金の目減りや、地方の中小金融機関の減益・赤字転落
が相次いでいます。

「機動的な財政政策」も、大企業本位の大型開発などが中心です。

大企業のもうけを増やせば、賃金や雇用が増えるという“トリクルダウン”のシナリオは、いつまでたっても「絵に描いた餅」です。

大企業や富裕層を優遇する減税は、「税の空洞化」を広げ、財政状況を深刻化させました。財政悪化を自ら招き、そのツケを消費税の増税で国民に押し付けるのは、全く道理がありません。

最近の世論調査でも国民の多数は、増税に反対しており、首相の側近中の側近、萩生田光一自民党幹事長代行は、6月の日本銀行の全国企業短期経済観測調査の結果次第では「延期もありうる」と述べました。

日本共産党は、消費税に頼らず、暮らしを支える予算を確保する道を提案しています。

大企業への優遇税制をあらため、中小企業なみに18%の負担率を求め4兆円、富裕層優遇の証券税制をあらため、最高税率を引き上げて3兆1000億円、米軍への「思いやり予算」など4000億円廃止すれば、合せて7兆5000億円となり、消費税増税分の5兆円を上回る財源の確保は十分に可能です。

今からでも増税は止められます。政府に対し、消費税の引き上げ中止を強く求めて下さい。ご所見をお示しください。

【市長答弁】河村議員の御質問にお答えいたします。

始めに、消費税増税についてであります。

国においては、今年 21 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019」の中で、本年 10 月には、全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する安定的な財源を確保するため、また、社会保障の充実と財政健全化にも資するよう、消費税率の引上げを予定している旨を明記しております。

消費税は、国民全体で広く負担を分かち合い、また、税収が景気の動向に左右されにくいといった性質を有しており、本市においても、消費税率の引上げによって、社会保障の充実に向けた財源を確保することが必要であると考えております。

河村ひろ子市議：国民健康保険事業について、国保税について質問します。

国保制度改善強化全国大会は、国保は「保険税の負担率が高いという構造的な問題を抱え」、「被保険者に、これ以上負担を求めることは極めて困難」と宣言しています。また、全国知事会、全国市長会など地方6団体は、国に1兆円の財政支援を強く求めています。

国保は社会保障であり、構造的な問題を、相互扶助で解決することは出来ません。

福山市は、法定軽減世帯など低所得世帯を軽減するため、その他の所得世帯へ保険税負担を振り分けています。そのため、法定軽減を超える世帯の負担が重くなっています。

2017年度の収納率でも、200万円から400万円までの所得階層では、未納世帯の割合が14%を超え、負担も限界です。

国庫負担の増額を国に着実に実施させるとともに、その間、国も認めている減免制度の拡充や一般会計からの繰り入れを市として行い、国保税を協会けんぽ並みに引き下げる努力を強めるべきです。ご所見をお示し下さい。

【市長答弁】次に、国民健康保険事業についてであります。

まず、国民健康保険税についてであります。一般会計からの法定外繰り入れにつきましては、特別会計としての独自性や財政規律、市民負担の公平性の観点から、段階的な解消を図ってきたところであります。

なお、税負担を抑制するための法定軽減制度が設けられ、2014年度(平成26年度)からは毎年度、拡充・見直しが行われており、低所得者の負担軽減に努めているところであります。

加えて、本市においては、法定軽減世帯における18歳以下の2人目以降の被保険者への本市独自の減免制度により、子育て世代への負担軽減を図っています。

また、これまでも、国に対して国民健康保険の財政基盤強化のための国庫負担割合の引き上げなど、更なる支援の拡充を行うよう、全国市長会を通じ要望を行っています。

河村ひろ子市議：保険税と一部負担金の免除について伺います。

生活保護基準以下の所得世帯に国保税や一部負担金を求めることは、憲法25条に保障する最低限の生活以下を強いることになりません。

生活保護基準以下の世帯について、国保税と一部負担金の免除を行うべきです。また、自治体が窓口負担の引き下げを実施できるように国に減免分の2分の1となっている補填率を引き上げるよう求めて下さい。以上について、ご所見をお示し下さい。

【市長答弁】次に、保険税と一部負担金の免除についてであります。

医療保険制度として、医療費を賄うための保険税は、被保険者の方の所得にかかわらず一定の負担をいただかなければならない仕組みになっております。

また、窓口での一部負担金につきましては、医療サービスを受ける被保険者とは健康な被保険者との負担の公平性を確保するために設けられているもので、各種保険制度を通じて全国で統一された負担割合となっております。

軽減措置を含む一部負担金のあり方については、財源問題を含め、保険制度全般の中で議論すべき課題と考えております。

河村ひろ子市議：2018年7月豪雨災害の被災者への減免制度について伺います。

豪雨災害により床上浸水等の被害を受けた世帯へ、国保税や一部負担金の減免が行われています。国保税は、今年1月末で445件3200万円が減免されました。一部負担金は、2月分までで対象者439世帯746人に約2389万円が免除され、12月末までに約480万円が還付されました。

国は6月末で減免措置に対する財政支援を終了するとのことです。

市内のある被災者は「やっと家を建て直し始めた。借金もかさみ生活が苦しい。医療費の減免はとても助かる」と話しています。

国・県に対し7月以降の延長を求めるとともに、市独自に減免を延長することを求めます。また、床下浸水も対象とするよう国に求めることが必要です。ご所見をお示しください。

【市長答弁】次に、平成30年7月豪雨災害の被災者への減免制度についてであります。

一部負担金及び保険税の減免措置に対する財政支援が終了する7月1日以後の保険税の取り扱いについては、県の交付金の対象となる可能性があり、引き続き検討してまいります。

なお、床下浸水被災者への減免措置については、国から示された基準により、対象外としているところです。

河村ひろ子市議：高額療養費について伺います。

高額療養費は、被保険者が申請しなければ償還払いを受けることができません。

福山市は、高額療養費が発生すると勧奨通知で申請を促しますが、500円以下の場合には通知しません。

呉市、三次市、坂町、北広島町、神石高原町では、高額療養費が1円超過でも通知しています。

申請漏れを防ぐため、福山市も高額療養費が発生する全世帯に勧奨通知を行うことを求めます。また、一度申請すれば、その後は自動

振り込みを可能とするよう手続きを簡素化するべきです。ご所見をお示しく下さい。

【市長答弁】次に、高額療養費についてであります。高額療養費の勧奨対象とする金額や手続きの簡素化については、「広島県国民健康保険連携会議」において、事務の効率化・標準化の検討を行っており、その結果をふまえて対応してまいります。

河村ひろ子市議：延滞金について伺います。

福山市は、延滞金が請求されている被保険者に対し、要領に該当しているのかどうか丁寧な聞き取りを行い、減免の対象から外されることのないよう対応することを求めます。

ご所見をお示しく下さい。

【市長答弁】次に、国保税の延滞金減免につきましては、納税相談を受ける中で、生活状況等を丁寧に聞き取り、事務処理要領で定める要件に該当する場合は、減免しております。

河村ひろ子市議：保育行政について 幼児教育・保育無償化について質問します。

2019年5月10日、参院本会議で幼児教育・保育を無償化する「子ども・子育て支援法改正案」が可決、成立しました。幼児教育・保育の無償化の財源は消費税です。これまでの保育料は所得額の少ない世帯の負担を軽くする応能負担でしたが、今回の法改正により、所得を問わず利用給付され、財源の税収は逆進性の高い消費税のため、高所得であるほど恩恵が大きくなります。

本来、貧困を予防・救済し、生活を安定させる社会サービスを給付する社会保障が、格差を広げる仕組みとなることは許されません。

今でも子育て世帯は出費がかさみ、そこへ消費税がのしかかれば暮らしが圧迫されるのは必至です。

無償化の財源は、消費税に頼らないで、他の財源で実施することを、国に強く求めて下さい。ご所見をお示しください。

国の無償化は、利用給付の仕組みを変えるものであり、対象年齢は、3～5歳は原則全世帯ですが、0～2歳は住民税非課税世帯のみです。対象施設は、認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業です。認可外保育施設などは、利用給付に上限が定められており完

全無料ではありません。延長保育も無償化の対象にはならず、実体は無償化とは程遠い内容です。

憲法 25 条の生存権や、26 条の教育を受ける権利を保障するには、無償化の対象を、利用する施設や年齢で区別すべきではありません。無償化はすべての子どもを対象にするよう国に要望することを求めます。また、児童福祉法第 24 条 1 項により、保育の実施責任のある自治体は、どの年齢でも同じ条件で保育が受けられるよう保障する義務があると考えます。ご所見をお示し下さい。

自治体の費用負担の仕組みにも大きな問題があります。無償化分の負担は、初年度のみ全額国が負担しますが、2020 年度からは、法人立と認可外の保育施設については国が 1 / 2、県と市町村が 1 / 4 ずつ負担します。しかし、公立保育所は市町村が全額負担するため、市町村負担分が大きく、公立園の廃止・民営化にさらに拍車がかかることが懸念されています。

公立保育所は、障害児の受け入れや、課題を抱えている家庭の支援など、地域の子育て支援の中核的役割を担っており、保育水準を維持向上させる上でも重要な施設です。財政問題を理由に、廃止・民営化すべきではありません。

福山市は、妊娠期から切れ目のない子育て支援を行うネウボラにも取り組んでいるところです。困難家庭などへ自治体が直接支援する取り組みと、地域に根ざした公立保育所が一体となり機能することで、虐待防止や少子化対策につながります。公立保育所はむしろ維持・拡充するべきであります。お答え下さい。

現在、保育所は待機児童の増加と慢性的な保育士不足に陥っています。この状況下で無償化になると、2号認定児の需要の掘り起こしと、長時間保育の利用が増加することが見込まれます。これにより、待機児童対策として設置された0～2歳児を受け入れる地域型保育事業所を卒所した子どもの入所先が不足する、いわゆる「3歳の壁」問題がさらに深刻化することが懸念されます。今後、設置基準が保たれていない保育施設を選ばざるをえないケースが増えかねません。

福山市には2019年3月末時点で、市が把握している認可外保育施設は、10箇所の企業主導型保育事業を含めて34カ所あり、596人の児童が利用しています。

保育士の配置数など、国の指導監督基準を満たさない認可外保育施設を「無償化」の対象とすることに、懸念の声が絶えません。それに関わらず、政府は基準を満たすまで、5年間もの経過措置をもう

けるとしてしています。これは事実上、最低基準どころではなく、保育士の配置も、施設の基準も何でもありの認可外保育施設に対して、国のお墨付きを与えることとなります。

「保育の重大事故をなくすネットワーク」の藤井真希共同代表は「認可外施設での死亡事故の発生率は、認可保育所の 25 倍以上にもなる」と指摘し、「子どもの安全を脅かす」と厳しく批判しています。

和光市は、「子どもの安全を確保する観点から課題がある」として、国の指導監督基準を満たさない認可外保育施設は無償化の対象としないという条例を定めるとの事です。

本市としても、同様に取り組むべきではありませんか。

自治体の責任で、安全で豊かな保育・教育を保障し、待機児童解消のために、最低基準の設けられている認可保育所を増設することを強く求めます。ご所見をお示し下さい。

【市長答弁】次に、保育行政についてであります。

まず、幼児教育・保育の無償化についてであります。

国は、これまで段階的に推進してきた幼児教育・保育の無償化に当たり、本年 10 月に予定されている消費税率 10%の引上げによる安定財源を活用することとして

おります。

保育の実施につきましては、公立のみならず市内全ての保育施設において、どの年齢においても適切な保育が受けられるよう対応しており、また、障がい児の受入れや課題のある家庭への支援についても適切に実施しております。

各施設においては、地域と様々な関わりを大切にしながら、地域に根ざした保育を実施しております。

認可外保育施設につきましては、国が示す指導監督の指針に沿って立入調査を実施し、安全で適切な保育が提供されるよう指導を行っており、無償化の対象外とすることは、現時点では考えておりません。

認可保育施設の整備につきましては、保育需要に応じて、実施しているところであります。

河村ひろ子市議：給食費について質問します。

給食費は、3～5歳児はこれまでも主食は実費でしたが、10月からは、新たに副食費が公定価格から切り出され実費となります。

食事は、体を育て5感を豊かにするなど、子どもの発育、発達に欠かせないものです。

本来給食の提供は、保育の一環として公費で負担すべきです。給食費は公定価格に含めることを国に求めて下さい。ご所見をお示しください。

また、国は給食費の徴収は各保育施設で行うよう定めていますが、多忙化が大きな問題になっている保育現場に、これ以上の事務仕事を増やすことは許されません。

学校給食費について文部科学省は、教職員負担軽減のために行政の責任で徴収することを方針化しています。

児童福祉法24条1項と、子ども・子育て支援法附則6条には、私立保育所への委託業務として副食の提供が義務づけられています。

委託業務であるなら、給食費の徴収は保育所まかせではなく、市町村の責任で実施すべきであります。お答えください。

【市長答弁】次に、給食費についてであります。

副食費の取扱いにつきましては、これまでも保育料の一部として保護者に負担していただいていたことから、無償化後も主食費・副食費ともにその実費を施設が徴収するよう国から示されております。

河村ひろ子市議：障がい者施策について、放課後等デイサービスについて質問します。

放課後等デイサービス事業は、2012年4月、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の一つとして始まりました。就学している、障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上の訓練や、社会との交流などを支援し、自立を促進する事業です。

2018年の全国の事業所数、利用者数は、制度発足当初に比べ4倍を超えたと報じられています。

福山市内でも、2015年は21事業所、支給決定者710人が、本年3月末時点は85事業所、支給決定者は1965人です。事業所数は約4倍、利用者は約2.7倍へと急増しています。

障がいのある子ども達の、放課後の活動や居場所が、社会的に認知されてきたことは歓迎できます。

しかし、施行から6年あまり、全国各地で、事故、虐待、公費の不正請求などにより、指定取り消しの処分を受けるなど、支援の質に関わる様々な問題が生じています。

その背景に「ビジネスチャンス」を期待し、営利を目的とする事業

所の参入があると言われてしています。株式会社など企業が参入するケースも多いとの事ですが、市内 85 事業所の運営主体の内訳数についてお答え下さい。

2019 年度の権限委譲により指定権限は広島県から福山市となりましたが、当サービスの指定や実地指導はどのように行われるのでしょうか、お示し下さい。

厚生労働省は、営利優先の事業所が急増し、事業所の活動の質にはばらつきが見られるため、その対策として、2018 年度から基本報酬の引き下げとともに、利用する子どもの障害の程度を判断する指標を新たに設け、その上で事業所への報酬を 2 段階に分けました。障害の重い子どもを半数以上受け入れる事業所を「区分 1」として、やや高め報酬を設定し、それ以外を「区分 2」としました。

全国 1 万 3 0 0 0 カ所のうち、8 割を超える事業所が「区分 2」となったとの事ですが、本市の事業所の区分の内訳数についてお答え下さい。

本年 1 月、「障害のある子どもの放課後保障全国連絡会」が「報酬改定による事業所への影響調査」を実施しました。35 都道府県 360 事業所から回答があり、それによると、78.2%の事業所が収入

減と回答しました。減収となった事業所では、「職員一人当たりの給与を削減」「職員数を減らした」など、大半の事業所が人件費削減など深刻な事態です。

市内のある事業所でも、「年 300 万円も減収となり、今後、人員削減や利用者の実費負担を増やすしかない」と訴えていました。

個々の子どもの状況に応じた発達支援や、子どもの最善の利益を保障するには、職員の専門性が不可欠です。しかし、それに見合った報酬になっていません。

報酬引き下げの影響調査を行い、報酬引き上げを国に求めることと共に、福山市独自の支援を行うことを要望します。ご所見をお示し下さい。

【市長答弁】次に、障がい者施策についてであります。

始めに、放課後等デイサービスについてであります。

まず、事業所の運営主体の内訳についてであります。

本年 4 月 1 日時点の 85 事業所の内訳は、

- ・ 営利法人 69 事業所
- ・ 社会福祉法人 8 事業所
- ・ 特定非営利活動法人 6 事業所

- ・学校法人 1 事業所

- ・広島県 1 事業所

となっております。

次に、指定や実地指導についてであります。

指定にあたっては、事業計画の実現可能性や財務基盤の健全性について、中小企業診断士などの有識者の知見を活用した審査を行っています。

また、実地指導につきましては、国の指導指針でおおむね 3 年に 1 度行うよう示されていますが、今年度、県から権限移譲を受け、本市としては、全ての事業所を対象に実施することとしております。

併せて、事業所職員を対象とした研修会も開催する予定であり、こうした機会を通じて、サービス提供の質的向上に向けて取り組んでまいります。

次に、事業所の区分の内訳についてであります。本市における事業所の内訳は、

- ・区分 1 4 事業所

- ・区分 2 74 事業所

となっており、残りの 7 事業所は、休止中や報酬体系が異なる重症心身障がい児を対象とする事業所であります。事業所の経営状況については、実地指導などの機会を通じて確認してまいります。

報酬引き上げを国に求めることや、福山市独自の財政支援は考えておりません。

河村ひろ子市議： N e t 1 1 9 緊急通報システムについて質問します。

N e t 1 1 9 緊急通報システムは、音声による 1 1 9 番通報が困難な聴覚や言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるシステムです。

希望者は事前に、最寄りの消防署で名前や住所などを登録し、通報の際は、専用のサイト画面で「火事」や「緊急」の通報理由をタッチします。指令センターが受信し、位置情報から場所を把握して救助する仕組みになっています。

市内に住むある脳性麻痺の男性は、話したり書いたりするのが難しく、普段の連絡はファックスを使用します。しかし、外出先ではフ

ファックスの使用は出来ないと話します。

また、聾啞者の夫婦は、「ファックスによる緊急通報をしているが、停電の時は通報する手段がない」「体調が悪く起き上がれない時に救急車を呼ぶことが出来なかった」との事です。

会話が困難な人の緊急通報の対応状況と、その課題についてお答え下さい。

国は2020年度までに、当システムの普及率100%を目指しているとのことです。消防庁の資料によると、2018年12月末時点では、全国728消防本部中、148本部がシステム導入済みで、2020年度末までに498本部、約68%が導入する予定です。

本年5月から、尾道市消防局と三原市消防本部は当システムを導入しました。5月末時点での登録者は3名とのことですが、「豪雨災害などが相次ぐ中、通報手段のバリアフリー化はとても重要」と積極的に取り組まれています。

2018年12月21日の消防庁の事務連絡によると、「運用に要する経費について市町村に対し地方交付税措置を講じている」との事です。

福山市でも当システムを早急に導入することを求めます。また、導入の際の所要額と運用経費の見通しについてお答え下さい。以上に

についてお答え下さい。

【市長答弁】次に、会話が困難な人の緊急通報についてであります。

福山地区消防組合では、聴覚、言語機能に障がいのある方が、火災や救急などの 119 番通報を行う手段として、ファクシミリ (FAX119) とメール (e メール 119) を導入しています。

課題として、ファクシミリについては、設置した場所ではしか使用できないこと、メールについては、通報者の正確な位置情報が把握しにくいことであります。

NET119 については、位置情報を特定しやすく、通報範囲も広がるなど、会話が困難な人の通報手段として、有効であると考えており、その効率的な運用について、現在、構成市町と協議中であります。

なお、導入の際の経費は、約 400 万円、運用に係る経費は、月額約 20 万円と見込んでいます。

河村ひろ子市議：高齢者の補聴器購入助成について質問します

人間は誰でも加齢とともに高い音から聞こえにくくなり、70歳以上の半数に難聴があるとされています。この加齢性難聴によって、コミュニケーションに支障が出て、社会的に孤立し、認知症のリスクが高まります。難聴になったら、なるべく早い補聴器の使用が必要です。

しかし、補聴器は数十万円と高額で保険適用にもならず、年金暮らしの高齢者は購入を諦めるケースが増えています。

現在、国の補聴器購入の助成対象は、障害者手帳をもつ両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上のみですが、70デシベル以上の聴力とは、大声でも聞き取りが難しい高度・重度難聴者です。

高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度として1割負担で補聴器購入が出来ます。また、中等度以下の場合は、購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかです。

欧米では、補聴器購入に対して公的補助制度があり、補聴器の所持率は、イギリス47.6%、フランス41%、ドイツ36.9%に対し、日本は14.4%と非常に低い水準です。

我が党は国会で、「高齢者が社会で働き活躍するとき補聴器は必需

品になる」と加齢性難聴者の補聴器購入の補助制度創設を求めました。麻生太郎財務大臣は「やらなければならない、必要な問題」と答えています。

東久留米市議会でも公的補助を求める意見書が上がるなど、国や行政の助成制度を求める声は強まっています。

国に対して、加齢性難聴者の補聴器購入の補助制度創設を要望することを求めますが、ご所見をお示し下さい。

国内では、補聴器購入の独自助成を実施している自治体があります。

長野県^{ながいずみちょう}長泉町では、①町に住民票のある65歳以上 ②国の補聴器購入の対象外の人 ③両耳の聴力が50以上～70デシベル未満の人に対して、上限3万円を助成しています。

2013年4月からの5年間で53名が利用し、「購入を決断出来る」と、喜びの声が寄せられているとのこと。

東京都豊島区でも、非課税世帯の40以上～70デシベル未満の中程度難聴高齢者に対して上限2万円を助成しています。

お金の心配なく補聴器を使用できるよう、本市も力を尽くすべきであります。

高齢者の生活改善・認知症予防の観点から、市の助成制度創設を求めます。ご所見をお示し下さい。

【市長答弁】次に、高齢者の補聴器購入助成についてであります。

高齢者に限らず、身体障がい者手帳所持者には、補聴器の購入等に要する費用の一部を補装具費支給制度により支給しております。

身体障がい者手帳の対象とならない、軽度・中等度の難聴者への制度はありませんが、軽度・中等度の難聴者の補聴器購入について、補装具費の支給制度を充実して対応するよう全国市長会において、国へ要望しています。

河村ひろ子市議：集団補聴装置について質問します。

集団補聴装置とは、補聴器等の聞こえをサポートする装置です。周囲の騒音や部屋の反響に影響されず、音声を伝えることができます。補聴システムは3種類あり、磁気誘導ループシステム、赤外線補聴システム、FM補聴システムがありますが、福山市内の集団補聴装置の

設置状況についてお示し下さい。

今後、公共施設への集団補聴装置の拡充はどのように取り組むのかお答え下さい。

【市長答弁】次に、集団補聴装置についてであります。

公共施設への整備状況であります。磁気により補聴するタイプを、すこやかセンターに、赤外線により補聴するタイプを神辺市民交流センターに整備しております。

なお、リーデンローズと総合体育館には今年度中に整備する予定です。

公共施設への整備については、これまでも利用者の要望等をお聞きする中で、整備してまいりました。

今後とも、施設の特長や利用状況等を踏まえ、整備について検討してまいります。

河村ひろ子市議：主要農作物種子法について質問します。

1952年に制定された「主要農作物種子法」は、日本の食を支える米・麦・大豆などの主要農作物の種子を安定供給するために国や県の責任を定めてきました。

ところが、安倍政権は「民間企業の参入を阻害している」ことを理由に、国会での十分な審議も農業関係者への説明もなく、2018年3月に種子法の廃止を強行しました。

そもそも種子法は、戦後の食糧不足の日本において、食糧増産を目的とし、公共財産として優良な種子を守ることを目的に制定されました。

農家が自ら生産した作物から種子を採取する「自家採種」は同一品種を何代も続けると品質が劣化します。良質な種子を育成するためには、種子の育成をしなければなりません。膨大な手間と資金が必要となり、1つの品種を開発するのに約10年、増殖には約4年かかるといわれています。

そのため、各都道府県は農業協同組合と連携し、土壌や気候など地域に適した種子の研究や開発を担い、安価で良質な種子を農家へ供給する仕組みが構築されてきました。

その財源を担保するのが種子法でした。

ところが、安倍政権は種子を戦略物資と位置付け、種子法の廃止で種子の取り扱いを民間事業者に開放し、公的機関が持っている技術やノウハウを民間に提供することを狙っています。

今、世界では、アメリカのモンサント社のような遺伝子組み換え作物を主流とする多国籍企業が種子市場の大半を占めています。今後、多国籍企業が種子を独占するようになれば、価格は上がり、生産者・消費者に大きな影響を及ぼします。

全国では、食の安全と日本の農業を守れと、種子法復活を求める運動が広がり、それをうけて 2018 年 4 月 19 日、日本共産党、立憲民主党、自由党や民主党など 6 野党・会派が種子法復活法案を衆議院に共同提出しました。しかし、与党は法案の審議を拒否しています。

2017 年から 2 年間で、230 の地方議会から種子法復活を求める意見書が提出されています。

種子法の廃止により、本市の米など地域に合った品種の質と価格、食の安全に大きな影響がでかねませんが、今後、本市の農業へどのような影響が出ると想定されていますか。

また、国に対し種子法の復活を要望することを求めます。それぞれ

お答え下さい。

このような中、種子生産に行政が責任をもつ必要があるとの観点から、新潟・兵庫・埼玉・山形・富山など10県で種子法と同等の条例が制定され、他県にも広がろうとしています。

広島県では種子法に代わり「広島県稲、麦類及び大豆種子取扱要領」を定めています。「これまで通り、奨励品種の決定、原種、原原種の確保、採種の審査等を実施し、稲・麦・大豆の安定生産が図られるよう、優良種子の安定供給に努める」としています。

しかし、これはあくまでも要領であり、行政内部の指針に過ぎません。地方議会の議決による「条例」は、自治体に義務を課し、財源を裏づけるものになります。

広島県に対して、良質な種子を育成開発する財源を継続的に担保する種子条例の制定を求めることを要望します。ご所見をお示し下さい。

【市長答弁】次に、種子法についてであります。種子法廃止の際に、附帯決議がなされ、将来にわたって主要農作物の優良な品質の種子の流通を確保するため、種苗法に基づき、主要農作物の種子の生産等について適

切な基準を定め、運用することとされました。

また、県においては、同様の趣旨から「広島県稲、麦類及び大豆種子取扱要領」を制定し、引き続き、優良な種子の生産及び、安定供給を図ることとしています。

こうしたことから、種子法の廃止に伴う本市農業への影響はないものと考えており、国、県に対し、要望することは考えていません。